

平成31年3月26日

会 員 各 位

広島県薬剤師会

担当 松尾裕彰副会長

## 研修認定薬剤師制度に関する重要なお知らせ

日本薬剤師研修センターからの通知がありましたので御連絡いたします。申請の際には十分ご注意ください。

平成31年4月1日（都道府県薬剤師研修協議会受付）から、次のように変更になります。

認定申請（新規、更新とも）に当たっては、従来の提出書類等（認定申請書、研修手帳等）に加えて、「生涯学習自己診断表（薬剤師生涯研修の指標項目）」の提出が**必須になります。**

「生涯学習自己診断表（薬剤師生涯研修の指標項目）」と「記載方法等」は日本薬剤師研修センターwebサイトでご確認ください。

注意：申請の際に提出しなければ、認定の手続きを保留して連絡し、提出されてから手続きを行いますので、認定が遅くなります。最終的に提出されなければ、認定は行いません。

平成31年4月1日（都道府県薬剤師研修協議会受付）から、研修認定薬剤師の認定申請料等の取扱いを、次のとおりとします。

- (1) 認定申請料等として一旦振り込まれたものは、理由の如何を問わず返却しません。  
審査の結果、認定不可となった場合でも返却しません。
- (2) この一旦振り込んだ認定申請料等は、他の如何なるものにも流用することはできません。例えば、後日再提出した認定申請の認定申請料として使用することはできません。
- (3) 領収証は発行せず、振込明細等を以て領収証に代えます。
- (4) 認定申請料等の振込明細等は、受付時から遡っておおむね3か月前までのものとします。これ以前のものの場合は、その理由をご説明いただきます。

平成31年4月1日以降に申請（都道府県薬剤師研修協議会受付）されたものについては、確認事務処理の都合上、**薬剤師研修手帳を研修認定薬剤師認定証送付時に返還せず、後日改めて返還することとします。**この取扱いは当分の間としますので、必要がある場合は、申請前に写しを保存されますようお願いいたします。